

2021年1月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

THE  すまいの
保険
個人用火災総合保険

THE  家財の
保険
個人用火災総合保険

個人用火災総合保険改定のご案内

2019年10月に火災保険の参考純率が改定されたことを受け、損保ジャパンの火災保険も2021年1月1日以降保険始期の契約について、商品改定を実施します。本改定により、ご契約(更新)にあたり保険料や補償内容が大きく変更となっている場合がありますので、今一度ご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

主な改定内容

保険料の改定	自然災害の増加による保険料の改定
補償・サービス内容の充実	費用保険金に関する改定
	貴金属等(旧明記物件)の手続き簡素化
	宅配物への補償の拡大
	火災などの事故時の盗難補償の追加
補償の縮小・明確化	個人賠償責任特約の補償範囲の拡大
	携行品損害特約の漁具の対象外 など
建築基準法改正に伴う改定	構造級別判定方法の改定

THE  すまいの
保険
個人用火災総合保険
THE  家財の
保険
個人用火災総合保険
共通

※地震保険についても、地震保険の始期日が2021年1月1日以降となるご契約から改定を実施します。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険料の改定

昨今の大規模自然災害の増加により、参考純率が改定されました。(今回の参考純率改定には2019年度の保険金支払による影響は含みません。)
これに伴い、損保ジャパンにおいても保険料の改定を実施します。なお、保険料の改定幅はご契約の内容や建物の構造等によって異なります。

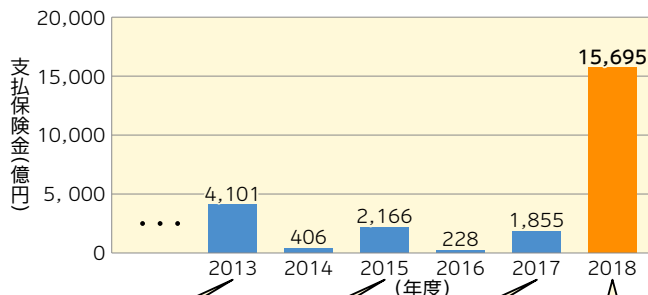
2018年度には全国で
多くの保険金をお支払いし、
被害に遭われた多くのお客さまに
お役立ていただきました。



参考純率とは

損害保険料率算出機構が算出する「純保険料率」(保険金の支払いにあてられる部分)のことです。参考純率は、損保ジャパンをはじめとする多くの会員損保会社のデータを用いて算出を行っていることから、個社単独のデータから算出した純保険料率よりも精度が高いものです。

<主な風水災等による保険金支払額>



平成26年2月雪害：
3,224億円

台風15号：
1,642億円

台風21号：
1,217億円

西日本豪雨：1,956億円
台風21号：1兆678億円
台風24号：3,061億円

※「日本の損害保険 ファクトブック2019」(一般社団法人日本損害保険協会)より

費用保険金に関する改定

昨今、大型台風や豪雨が多発していることを踏まえ、大規模災害におけるお客さまの備えを拡充するとともに、いち早く保険金をお届けできるよう、費用保険金のお支払いに関して以下1.～4.の改定を実施します。

1. 修理付帯費用の新設

昨今の自然災害の増加により、仮修理や各種調査が必要な事故が増えているため、これらの費用を補償するために「修理付帯費用」を新設します。



修理付帯費用とは

本修理を行うまでの間に一時的にブルーシートをかけるなどの「応急処置費用(仮修理費用)」や、損害が生じた箇所の「原因調査費用」などの費用を言います。

なお、パンフレット等では「残存物取片づけ費用」と「修理付帯費用」をまとめて「復旧に付随して発生する費用」と呼称しています。



2. 損害保険金の算出方法の改定

これまで費用保険金としてお支払いしていた「残存物取片づけ費用」と、新設する「修理付帯費用」を、「損害保険金」としてまとめてお支払いします。

従来は損害保険金と各種費用を別々に計算する必要があったため保険金のお支払いに時間を要するケースがありましたが、この改定によりスピーディーなお支払いにつながります。

改定前

お支払いする保険金

費用の種類	保険金の種類
復旧費用	損害保険金としてお支払いします。
残存物取片づけ費用	残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。
修理付帯費用	(補償対象外)

改定後

お支払いする保険金

費用の種類	保険金の種類
復旧費用	損害保険金としてお支払いします。
残存物取片づけ費用	
修理付帯費用	

3. 損害保険金の支払限度額の改定

上記2.の改定に伴い、損害保険金の支払限度額を保険金額の2倍に改定します。(復旧費用については保険金額を限度としてお支払いします。)

これにより、「修理付帯費用」の新設に加え「残存物取片づけ費用」に個別に定められていた限度額がなくなるため、お支払いできる損害保険金が増加するケースがあります。

改定前

お支払いする損害保険金

(保険金額1,000万円の場合)

修理見積書: 1,200万円		
復旧費用	残存物取片づけ費用	修理付帯費用
700万円	200万円	300万円
↓	↓	↓
保険金額 限度	復旧費用 × 10% 限度	対象外
700万円	70万円	0円
○	△	×
お支払いする損害保険金: 770万円		

改定後

お支払いする損害保険金

(保険金額1,000万円の場合)

修理お見積書：1,200万円		
復旧費用	残存物 取片づけ費用	修理付帯費用
700万円	200万円	300万円
↓	↓	↓
合計額が保険金額の2倍限度 (復旧費用は保険金額限度)		
700万円	200万円	300万円
○	○	○
お支払いする損害保険金：1,200万円		

お支払いできる費用が増え、さらにケースによっては保険金額を超えたお支払いも可能となりました。

4. 臨時費用保険金の支払限度額の改定

上記3.の改定に伴い、臨時費用保険金の支払限度額を以下のとおり改定します。なお、上記改定により、臨時費用保険金も増加する場合があります。(臨時費用保険金を補償の対象とした場合にかぎります。)

改定前

臨時費用保険金の支払額・支払限度額

支払額	損害保険金 × 10%
支払限度額	100万円 (1事故・1敷地内ごと)

改定後

臨時費用保険金の支払額・支払限度額

支払額	損害保険金 × 10%
支払限度額	100万円または 保険金額 × 10% の いずれか低い額 (1事故・1敷地内ごと)

※支払限度額の「保険金額 × 10%」は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。

貴金属等(旧明記物件)の手続きの簡素化

家財が保険の対象の場合

これまで、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等や骨とう品等(以下「貴金属等」といいます。)を保険の対象とする場合、申込書等に貴金属等の詳細を記載(明記)する必要がありましたが、この手続きを簡素化します。

1,000万円以下は明記不要とし、お客さまが補償を希望される貴金属等の金額に応じてお手続きいただけます。なお、1,000万円超の場合は、従来通り明記が必要となりますので、ご注意ください。

改定前

貴金属等の取扱い

申込書等に明記のうえ、評価額を設定することで補償の対象となります。

改定後

貴金属等の取扱い

以下のとおり取扱いします。

貴金属等の金額	取扱い	明記の要否
100万円以下	自動補償	不要
1,000万円以下	保険金額を300万円・500万円・800万円・1,000万円の中から選択	不要
1,000万円超	評価額を設定	要

宅配物への補償の拡大

家財が保険の対象の場合

昨今のネット通販等の利用加速により、自宅への宅配ボックスの設置や、荷物を玄関等に置いて届けるサービス(置き配)の利用が増加している状況を受け、敷地内に所在する宅配物等を家財の補償の対象とする改定を実施します。

改定前

敷地内の宅配物等の取扱い

補償対象外

改定後

敷地内の宅配物等の取扱い

以下を補償の対象とします。

- ・不在時に自宅の玄関前や宅配ボックスに配達された宅配物
- ・玄関前に設置した動産である宅配ボックス

火災などの事故時の盗難補償の追加

「盗難」を補償の対象とした場合、火災や風災等の事故の際における保険の対象の盗難も補償の対象とします。

「個人賠償責任特約」の補償範囲の拡大

特約をセットした場合

「個人賠償責任特約」「個人賠償責任特約包括契約に関する特約」について、以下2点の補償を拡大します。

- ・誤って線路へ立ち入り電車を運行不能にさせてしまった場合など、他人の身体や財物への直接損害を伴わない電車等運行不能に起因する法律上の損害賠償責任
- ・他人から借りたり預かったりした物の損壊または盗取に起因する法律上の損害賠償責任(国内で受託した物にかぎります。)

補償の縮小・明確化

以下の項目については補償の縮小や明確化を実施していますので、必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

項目	概要
「携行品損害特約」の補償の対象の縮小	「携行品損害特約」において、釣竿や竿掛け等の「漁具」を補償の対象外とします。
「不測かつ突発的な事故」の補償の対象の縮小	「不測かつ突発的な事故」において、サングラスを補償の対象外とします。
製造者等の契約上の責任事故に関する補償の明確化	製造者等が契約上保証する場合は補償の対象外であることを明確にします。
「水災支払方法縮小特約」の補償の縮小	「水災支払方法縮小特約」によって水災による損害保険金が支払われる場合、「臨時費用保険金」の支払対象外となります。

建築基準法改正に伴う構造級別判定方法の改定

建築基準法の改正に伴い、構造級別の判定方法を一部改定します。

非常に稀なケースですが、更新前のご契約が非耐火構造(H構造等)の場合、T構造やM構造になる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約内容の見直しのポイント

万が一に備え、今一度補償内容のご確認をお願いいたします。ご予算に合わせた補償の見直しも可能です。

①地震保険・水災補償のススメ

地震の補償や水害、洪水などへの補償はついていますか？

自然災害が増加する中、「万が一」は誰にでも起こります。2018年度、2019年度の相次ぐ自然災害時、多くのお客さまから「保険に入っていて良かった」との声をいただきました。



②家財の補償のススメ

「家財」への保険のご加入はお済みですか？

「建物のみ」のご加入では、家財に損害があった場合、補償の対象になりません！

2018年度、2019年度の自然災害時、家財にも多くの被害が発生しました。

万が一のとき、少しの補償が助けとなります。



③臨時費用保険金の見直しのススメ

臨時費用保険金が「あり」の場合は、「なし」にすることで、保険料を抑えることができます。

※補償が縮小となりますのでご注意ください。



臨時費用保険金とは？

損害保険金にプラスしてお支払いする保険金です。事故時の思わぬ出費に役立ちます。

臨時費用保険金の設定パターン

高	損害保険金 ×10%・ 限度額100万円 または保険金額 ×10%のい ずれか低い額
低	なし

④自己負担額の見直しのススメ

自己負担額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて保険料を抑えることができます。

※事故時にお客さまが自己負担する金額が大きくなりますのでご注意ください。



自己負担額とは？

事故の際に、損害の額のうちお客さまが自己負担する額です。

自己負担額の設定パターン

高	0円
保険料	1万円
	3万円
	5万円
低	10万円

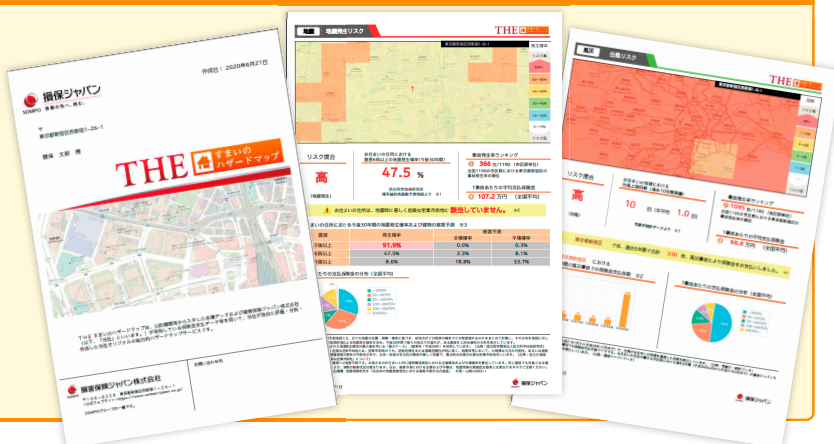
※契約プランによっては自己負担額0円・1万円は選択できません。

⑤補償に迷ったら・・・「THE すまいのハザードマップ」をご活用ください！

「THE すまいのハザードマップ」とは、損保ジャパンが公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成した、オリジナルのハザードマップです。

ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。

地震や水害などの
お住まいを取り巻く
各種災害リスクをピンポイントで
分析できます！



- 「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」などをご確認ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所
〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302
TEL 047-380-8742 FAX 047-380-8795
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>